

第4章 地方自治団体の機関

第4章 地方自治団体の機関

第1節 地方自治組織の基本構造

韓国の地方自治制度においては、日本と同様に地方議会と地方自治団体の長が両立する機関分立型をとっている。この場合、地方議会は議決権、行政監査権（自治団体に対する行政事務の監査・調査、処理事項の報告受領及び質疑権）、選挙権、請願受理・処理権及び自律権を持っている。その反面、自治団体の長は、自治団体の代表、行政事務の統轄、地方議会に対する牽制権限（地方議会の一般議決又は予算上執行不可能な議決に対し再議を要求することができ、緊急時に専決処分^{*}を行う権限）を持っている。

※日本の「専決処分」とほぼ同義。詳細は第3節参照。

行政監査権と地方議会に関する牽制権限の行使により、両機関は分立しつつ適切な牽制と均衡を保っている。

なお、地方自治団体の長に対する議会の不信任議決権と地方自治団体の長の議会解散権は、いずれも認められていない。

また、広域地方自治団体の教育、科学及び体育に関する事務を分掌するため、地方自治団体の長から独立した公選機関（教育監）が別途設置されており（地方自治法第135条、地方教育自治に関する法律）、市・道議会の常任委員会として教育委員会が置かれる（第8章第2節参照）。

第2節 地方議会

1 地方議会の性格と議員定数

(1) 性格

地方議会は、住民が選定する議員で構成される自治団体の意思を審議・議決する住民の代表機関である。

すなわち、議決機関として地方自治団体の政策と立法、住民負担、その他地方自治団体の運営事項について地方自治団体の意思を最終的に決定する議決機関であり、地方自治団体の自治法規（条例）を制定する立法機関ともいえる。

さらに、同意権、承認権、行政事務監査及び調査権などを通じて、地方自治団体の首長の事務執行を監視・監督する牽制機関である。

(2) 議員定数

地方議会の議員定数は、公職選挙法で定められている。

ア 市・道議会の議員定数（公職選挙法第22条）

(ア) 地域区選出議員

地域区市・道議員の総数は、管轄区域内の自治区・市・郡数の2倍とし、人口・行政区域・地勢・交通、そのほかの条件を考慮し、100分の20の範囲で調整することができる。ただし、人口が5万人未満の自治区・市・郡の地域区市・道議員定数は最小1名とし、人口が5万人以上の自治区・市・郡の地域区市・道議員定数は最小2人とする。

- ・1の自治区・市・郡が2以上の国会議員地域選挙区とされた場合には、行政区域ではなく国会議員地域選挙区単位で数え、行政区域の変更により国会議員地域選挙区と行政区域が合致しなくなったときには、行政区域単位で数える。
- ・市及び郡を統合して都農複合形態の市とした場合には、統合後最初の任期満了による市・道議会議員選挙に限り、当該市の道議会議員の定数は、統合前の数を考慮して定める。
- ・これらの基準により算定された議員定数が19人未満となる広域市及び道は、その定数を19人とする。

(イ) 比例代表議員

- ・地域区市・道議員定数の100分の10（この場合、端数は1とする）。
- ・算定された比例代表議員定数が3人未満のときは、3人とする。

イ 自治区・市・郡議会の議員定数（公職選挙法第23条）

(ア) 地域区選出議員

- ・公職選挙法の別表で市・道別の総定数を定めているが、その範囲内で市・道に置かれた自治区・市・郡議員選挙区画定委員会が、人口と地域代表性を考慮し中央選挙管理委員会規則が定める基準に基づき、決める。
- ・最小定数は7人。

(イ) 比例代表議員

- ・自治区・市・郡議員定数の100分の10（この場合、端数は1とする）。

〈図表 4-1〉 韓国地方議会の議員定数（2025 年 6 月 30 日現在）

	広域自治体議会議員定数			基礎自治体議会議員定数			教育議員	合計
	地域区	比例代表	小計	地域区	比例代表	小計		
ソウル	101	11	112	373	54	427	0	536
釜山	42	5	47	157	25	182	0	229
大邱	29	3	32	105	16	121	0	152
仁川	36	4	40	108	15	123	0	162
光州	20	3	23	60	9	69	0	92
大田	19	3	22	55	8	63	0	85
蔚山	19	3	22	44	6	50	0	72
世宗	18	2	20	0	0	0	0	20
京畿	141	15	156	406	57	463	0	616
江原	44	5	49	151	23	174	0	223
忠北	31	4	35	119	17	136	0	171
忠南	43	5	48	151	26	177	0	224
全北	36	4	40	173	25	198	0	238
全南	55	6	61	215	32	247	0	308
慶北	55	6	61	251	37	288	0	349
慶南	58	6	64	234	36	270	0	334
済州	32	8	40	0	0	0	5	45
合計	779	93	872	2,602	386	2,988	5	3,856

- ※ 広域自治体議会平均 51 名（最小：世宗特別自治市 20 名、最大：京畿道 156 名）
- ※ 済州特別自治道・世宗特別自治市については公職選挙法によらず、それぞれの設置法に議員定数が規定されている。
- ※ 教育議員は「済州特別自治道の設置及び国際自由都市造成のための特別法」により規定されている。地方自治法第 38 条及び公職選挙法の地域選挙区に関する規定に基づいて個別に選出され、道議会議員 4 名とともに、教育、学芸に関する所管事項を審議、議決する常任委員会（教育委員会）を構成する。

2 議員の身分等

(1) 任期及び身分、手当

地方議会議員は、住民の普通・平等・直接・秘密選挙により選出され（地方自治法第 38 条）、任期は 4 年である（地方自治法第 39 条）。被選挙権は、18 歳以上で、選挙日時点で 60 日以上、当該地方自治団体に居住している者である（公職選挙法第 16 条第 3 項）。

議員の身分・手当については、以前は名誉職であり無報酬であったが、2003 年 6 月の地方自治法改正で名誉職とする規定を削除し、さらに 2005 年 8 月の改正で地方議会議員に対して会期により支給される会期手当を、職務活動に対し支給する月

次手当に転換し（地方自治法第 40 条）、地方議会議員が専門性を持って議員活動に専念できる土台が用意された。また、議員の議員活動を支援するために、議員定数の 2 分の 1 の範囲で各自治団体の条例で定めるところにより、議会に政策支援専門人材を置くことができる（地方自治法第 41 条）。

その他会期中の職務等における障害・死亡等の場合には補償金が支払われる（地方自治法第 42 条）。

手当の支給基準は地方自治法施行令第 33 条に定める範囲内で、各地方自治団体の議政費審議委員会が決定した金額以内で各自治団体の条例に定めることとなっている。

なお、地方自治法施行令第 33 条に定められた支給範囲は以下のとおりである。

ア 地方議会議員議政活動費支給範囲（地方自治法施行令別表 5）

区分	議政活動費支給範囲	
	議政資料収集・研究費	補助活動費
市・道議会議員	月 150 万ウォン以内	月 50 万ウォン以内
市・郡・自治区議会議員	月 120 万ウォン以内	月 30 万ウォン以内

イ 旅費支給基準（地方自治法施行令別表 6）

（単位：ウォン）

支給基準額 区分	鉄道 運賃	船舶 運賃	航空 運賃	自動車 運賃	日当	宿泊費	食費 (1 日)
市・道議会議員	実費 (特室)	実費(一 等級)	実費	実費	25,000	実費	25,000
市・郡・自治区 議会議員	実費 (特室)	実費(一 等級)	実費	実費	25,000	実費	25,000

※議会所在自治体内での出張や旅行距離が 12km 未満の場合については、各自治体の条例で規定。（ソウル特別市の場合、日当のみ支給。）

ウ 国外旅費支給範囲（地方自治法施行令別表6）

（単位：ドル）

支給基準額		航空賃	日当	宿泊費	食費
区分					
市・道	議長 副議長	実費（一 等級）	40	実費（上限：282）	上限：133
	議員	実費（一 等級）	35	実費（上限：223）	上限：107
市・郡 自治区	議長 副議長	実費（一 等級）	35	実費（上限：223）	上限：107
	議員	実費（二 等級）	30	実費（上限：176）	上限：81

エ 月次手当支給範囲

地域住民の所得水準、地方公務員報酬引上率、物価上昇率及び地方議会の議院活動実績等を総合的に考慮した金額

(2) 兼職禁止

以下の職との兼職は禁止されている（地方自治法第43条第1項）。

ア 国会議員及び他の地方議会議員

イ 憲法裁判所裁判官及び各級選挙管理委員会委員

ウ 国家公務員及び地方公務員（ただし「政党法」の規定により政党の党員になることのできる公務員は除外）

エ 「公共機関の運営に関する法律」第4条の規定による公共機関（韓国放送公社、韓国教育放送公社及び韓国銀行を含む）の役職員

オ 地方公社及び地方公団の役職員

カ 農業協同組合、水産業協同組合、山林組合、葉たばこ生産協同組合、信用協同組合及びセマウル金庫（これらの組合・金庫の中央会及び連合会を含む）の役職員及びこれらの組合の中央会長又は連合会長

キ 政党法の規定により政党の党員となることのできない教員

(3) 議員の義務

議員の義務として、公共の利益を優先し良心に従いその職務を誠実に遂行しなければならない。清廉の義務を果たすとともに議員としての品位を維持しなければならない。

また、議員は、その地位を濫用して財産上の権利・利益若しくは職位を取得したり他人のためにその取得を斡旋したりしてはならない。その他、当該自治団体が出資・出捐した機関・団体、当該自治団体の委託を受けている機関・団体、当該自治団体から運営費・事業費等の支援を受けている機関・団体及びそれら機関・団体が設立・運営する施設と営利目的の取引をしてはならない。また、議員は、所管の常任委員会の職務に係る営利行為をしてはならない（地方自治法第44条）。

(4) 議員逮捕及び確定判決の通知

議員が逮捕・拘禁された場合、関係捜査機関の長は、遅滞なく議長に令状の写しを添付してそのことを通知しなければならない、もし議員の刑事事件の判決が確定したときは、各級の裁判長は、遅滞なく議長にそのことを通知しなければならない(地方自治法第45条)。

3 地方議会の権限

議会の権限については、議決権、行政監査及び調査権、その他に分かれ、それぞれ、次のとおりである(地方自治法第47条～第52条)。

(1) 議決権

地方自治法は法定議決事項として、次の事項を掲げている(地方自治法第47条)。

- ア 条例の制定・改廃
- イ 予算の審議・確定
- ウ 決算の承認
- エ 法令に規定されたものを除いた使用料・手数料・分担金・地方税又は加入金の賦課と徴収
- オ 基金の設置・運用
- カ 重要財産の取得・処分
- キ 公共施設の設置・管理及び処分
- ク 法令と条例に規定されたものを除く予算外の義務負担又は権利放棄
- ケ 請願の受理及び処理
- コ 外国の地方自治団体との交流・協力
- サ その他の法令によりその権限に属する事項

なお、地方自治団体がこれらのほかに条例で定めるところにより議会の議決事項を追加することができる(地方自治法第47条第2項)。

議決事項は、特別に規定された場合を除き、在籍議員の過半数の出席と出席議員の過半数の賛成により議決される。なお、議長は決議で表決権を有するが、賛成と反対が同数の場合、否決されたものとみなす(地方自治法第73条)。

(2) 行政監査及び調査権

議会は、毎年1回当該自治団体の事務に関して、市・道の場合は14日、市・郡・区の場合は9日の範囲内で監査を実施することができる。

また、地方自治団体の事務のうち、特定事案に関し、本会議の議決により本会議又は委員会をして調査をさせる権利がある。これには理由を明示した書面に、在職議員の3分の1以上の連署が必要である(地方自治法第49条)。

(3) その他

請願受理・処理権(議会の議決を要さないもの)、自律権(内部組織決定権、議公会期決定権、議会規則制定権、議員懲戒権、地方自治団体の長及び関係公務員の出席・答弁要求権、地方自治団体の長の先決処分承認権)などがある。

4 地方議会の招集と会期

定例会は条例で定める数以上の出席を条件に、年2回開かれる。定例会の招集日他、定例会の運営に関する必要事項は大統領令で定めるところにより各地方自治団体の条例で定めることとされている（地方自治法第53条）。

臨時会は、総選挙後及び当該自治団体の長又は条例で定める数以上の要求により開かれる。招集については、総選挙後の場合は議員の任期開始日から25日以内、地方自治団体の統廃合等により新しい地方自治団体が設置された場合は当該自治団体が設置される日に議会事務次長・事務局長・事務課長が招集する。また、自治団体の長等の要求により招集する場合は、15日以内に議長が招集する（地方自治法第54条）。また年間総会議日数も条例で定めることとなっている（地方自治法第56条）

地方議会に提出された議案は、会期中に議決されなかった場合にも破棄されない。ただし、地方議会議員の任期が終わる場合には、この限りではない。

5 地方議会の組織

(1) 議長・副議長

議会は、無記名投票選挙により、議員の中から議長、副議長を選出する。議長及び副議長の任期は2年で、欠員となった際は補欠選挙により選出する。その場合の任期は前任者の残任期間とされる（地方自治法第57条及び61条）。

議長は、議会を代表し、議事を整理し、会議場の秩序を維持し、議会の事務を監督する（地方自治法第58条）。副議長は、議長がやむを得ない事由で職務を遂行できない場合、その職務を代行する（地方自治法第59条）。

なお、韓国では議長・副議長不信任の制度がある。これは、議長又は副議長が法令に違反した場合や正当な理由なく職務を遂行しないときに、議会が不信任を議決することができるというものである。不信任議決には、在籍議員の4分の1以上の発議及び在籍議員の過半数の賛成が必要である。議決された場合、議長又は副議長は解任される（地方自治法第62条）。

(2) 交渉団体

議会は、特定の政党に所属する議員の意見を事前に統合・調整し、議会の意思決定を円滑に運営することを目的とした交渉団体を置くことができ、条例で定める数以上の所属議員を有する政党は、一つの交渉団体となる。また、他の交渉団体に属しない議員のうち条例で定める数以上の議員は、別に交渉団体を構成することができる（地方自治法第63条の2）。

性格としては、日本の「会派」と同じであるが、条例で明確に交渉団体としての権限が保障されている。

〈図表 4 - 2〉 交渉団体の具体的な権限

議会運営に関する権限	議会運営委員会等の主要委員会の構成に参加が出来る。
議席配分・発言権	本会議での発言時間や質疑時間が優先的に配分される。
議会人事・役職配分	副議長や常任委員長等の役職を交渉団体間で配分する。
議案調整・協議権限	議案の処理や議会運営について、議長と交渉団体の代表が協議を行う。

(3) 委員会

議会は、条例が定めるところにより委員会を設置することができる。委員会は、所管議案、請願等を審査処理する常任委員会と、特別な案件を審査処理する特別委員会の2種類とされる。委員は本会議で選任する（地方自治法第64条）。

また、地方議会の信頼性を確保するため、議員の倫理綱領及び倫理実践規範の遵守可否や懲戒に関する事項を審査するための倫理特別委員会を設置し（地方自治法第65条）、議員の兼職、営利行為等に関する議長の諮問、議員の倫理綱領及び倫理実践規範の遵守可否や懲戒に関する倫理特別委員会の諮問に応じるために、同委員会に倫理審査諮問委員会を置く（地方自治法第66条）。

また、委員長と委員の自治立法活動を支援するために、議員ではない、専門知識を持った専門委員を置くこととしている（地方自治法第68条）。

(4) 事務機構

議会事務処理のため、条例に基づき、広域自治団体は事務処を、基礎自治団体は事務局又は事務課をそれぞれ置くことができる（地方自治法第102条）。

〈図表 4 - 3〉 地方議会の組織

	議長	副議長	委員会	事務機構
広域自治団体	1名	2名	常任委員会 特別委員会	事務処
基礎自治団体	1名	1名	倫理特別委員会 (倫理審査諮問委員会)	事務局又は 事務課

第3節 執行機関

1 地方自治団体の長

(1) 地方自治団体の長の地位

地方自治団体の長は自治団体を内外に代表する。また、これと同時に国家又は広域自治団体の事務を機関委任されて処理する場合には、国家又は広域自治団体の下級行政機関としての地位を持つ。

自治団体の長は、特別市に特別市長、広域市に広域市長、特別自治市に特別自治市長、道と特別自治道に道知事、市に市長、郡に郡守、自治区に区庁長を置くこととされている（地方自治法第106条）。

ア 地方自治団体の長の選任

従来、議会による間接選挙制や政府による任命制などであったが、1989年に改正（第7次改正）された地方自治法において住民による直接選挙制が規定され、1995年から住民の普通・平等・直接・秘密選挙によって選任されている（地方自治法第107条）。第1章2節も参照。

任期は4年で、在任は継続して3期までに限定されている（地方自治法第108条）。被選挙権は、18歳以上で、選挙日現在60日以上の上住者で、地方議会議員と同じである（公職選挙法第16条第3項）。なお、長が欠けたときは補欠選挙が行われるが、任期は前任者の残存任期であり、選挙日から任期満了までの期間が1年未満のときは、補欠選挙は行わないこともある（公職選挙法第14条、第200条、第201条）。

イ 兼任等の制限

以下の職との兼職は禁止されている（地方自治法第109条第1項）。

(ア) 大統領、国会議員、憲法裁判所裁判官、各級選挙管理委員会委員、地方議会議員

(イ) 国家公務員及び地方公務員

(ウ) 他の法令の規定により公務員の身分を有する職

(エ) 「公共機関の運営に関する法律」第4条の規定による公共機関（韓国放送公社、韓国教育放送公社及び韓国銀行を含む）の役職員

(オ) 農業協同組合、水産業協同組合、山林組合、葉たばこ生産協同組合、信用協同組合及びセマウル金庫（これらの組合・金庫の中央会及び連合会を含む）の役職員

(カ) 教員

(キ) 地方公社及び地方公団の役職員

(ク) その他、別の法律により兼任できないとされる職

また、自治団体の長は、在任中、当該自治団体との営利目的の取引は禁止され、当該自治団体と関係のある営利事業に従事できないとされている。

ウ 地方自治団体の長の逮捕及び確定判決の通知

自治団体の長が逮捕・拘禁された場合、関係捜査機関の長は、遅滞なく令状の写

しを添付してそのことを当該自治団体に通知しなければならない。この場合、通知を受け取った自治団体は、そのことを直ちに行政安全部長官に報告しなければならない。基礎自治団体が行政安全部長官に報告する場合は、広域自治団体の長を経由しなければならないとされている。もし、刑事事件の判決が確定したときは、各審級の裁判長は、遅滞なく当該自治団体にそのことを通知しなければならない。逮捕・拘禁の場合と同じく、通知を受け取った自治団体は、行政安全部長官への報告（基礎自治団体の場合、広域自治団体の長を経由する）が規定されている（地方自治法第 113 条）。

（2）地方自治団体の長の権限

自治団体の長は、当該自治団体を代表し、その事務を統括することとされている（地方自治法第 114 条）。また、自治団体の長は、当該自治団体の事務（固有事務）及び法令によりその自治団体の長に委任された事務（機関委任事務）を管理執行することとされている（地方自治法第 116 条）。

また、地方自治団体の長は、条例・規則に基づき、その権限に属する事務の一部を補助機関、所属行政機関、下部行政機関又は管轄基礎自治団体、公共団体若しくはその機関（事務所、出張所等を含む）に委任することができる。そのほか、調査・検査・検定・管理業務等住民の権利義務に直接関係ない事務について、法人・団体・個人等に契約により委託することができる（地方自治法第 117 条）。

さらに、地方自治団体の長は、所属職員を指揮・監督し、法令・条例・規則に基づき、職員の任免、教育訓練、服務、懲戒等に関する事項も処理する（地方自治法第 118 条）。

加えて、地方公共団体の長は、次に掲げる職位のうち、条例で定める職位の候補者について、地方議会に対し、人事聴聞会を請求することができる（地方自治法第 47 条の 2）。

ア 第 123 条第 2 項に基づき、政務職国家公務員とされる副市長及び副知事。

イ 「済州特別自治道の設立及び国際自由都市の創設に関する特別法」第 11 条に基づき、道知事より任命された行政市の長

ウ 業務を効率的に遂行するために地方自治団体が設立した公立病院などの地方

法人（地方公営企業法第 49 条）の社長及び事業を効率的に遂行するために地

方自治団体が設立した都市開発公団などの地方公団（同法第 76 条）の理事長

エ 地方公共団体の運営に関する法律第 2 条第 1 項前文に基づき、政府が出資している機関や韓国教育放送公社など公的機関として指定された団体の長。

オ 地方議会の議長は、人事聴聞会を実施し、第 1 項に基づく人事聴聞会の要請

がある場合には、その進捗状況を地方政府の長に送付するものとする。

カ その他人事聴聞会の手続及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

このほか、地方自治団体の長は、議案発議権（地方自治法第 76 条）、地方自治団体の予算編成権（地方自治法第 142 条）、臨時会招集要求（地方自治法第 54 条）、再議要求（地方自治法第 120 条、121 条）、専決処分権（地方自治法第 122 条）、再

議決についての提訴権（地方自治法第 192 条）、条例公布権（地方自治法第 32 条）、条例案拒否権（地方自治法第 32 条）、規則制定権（地方自治法第 29 条）などを持つ。

（3）議会に対する権限

（2）のとおり、地方自治団体の長は様々な権限を持つが、議会に対する権限のうち、主なものは以下のとおりである。

ア 再議要求権（地方自治法第 120 条、第 121 条）

以下の議決に対し、地方自治団体の長は議決事項の受領日から 20 日以内に再議決要求ができる。

- ・越権や法令違反又は公益を著しく害すると認められる場合
- ・議決された予算に執行できない経費が含まれている場合
- ・法令により地方自治団体に義務的に負担しなければならない経費の削減
- ・非常災害による施設の応急復旧のために必要な経費の削減
- ・議決された条例案に異議がある場合（地方自治法第 26 条第 3 項）

しかし、再議の結果、在籍議員過半数の出席と出席議員の 2/3 以上の賛成で前と同じ議決をした場合は、再議決案が確定される（地方自治法第 107 条第 2 項）。

その場合でも、地方自治団体の長は再議決された事項が法令に違反すると認められる場合には、大法院に提訴できる権限を持つ（地方自治法第 107 条第 3 項）。

イ 専決処分権

以下のような場合に地方自治団体の長は専決処分をすることができる。

- ・議員の拘束等で規定議決定足数に足りず、議会が成立しない場合（地方自治法第 122 条）
- ・地方議会の議決事項のうち、住民の生命と財産保護のために緊急に必要な事項があり、それに対し議会を招集する時間的な余裕がなかったり、議会の議決が遅滞している場合（同条）

この場合、遅滞なく地方議会に報告して承認を得なければならず、議会の承認を得られなかった場合は、その時から効力を喪失する。

ウ 準予算の執行

新しい会計年度が始まるまでに地方議会で予算案が議決されなかった場合には、首長は以下の場合に限り、前年度の予算案に準じて執行することができる（地方自治法第 146 条）。

- ・法令又は条例によって設置された機関又は施設の維持・運営
- ・法令又は条例上の支出義務の履行
- ・既に予算で承認された事業の継続

〈図表 4 - 3〉 地方自治団体の長と地方議会の関係

項 目	地方自治団体の長	議 会
議 案 関 連	議案の提出・付議案件の公告	議案の提出
	条 例 の 公 布	議 決 権

再 議	再 議 要 求 権	再議決議権
専 決 処 理	専 決 処 理 権	承認・拒否権
行 政 事 務	行政事務の管理・執行	書類提出要求権
		事務監査・調査権
		出席要求・質問権
予 算	予算の編成・提出	予算の審議
	執 行 権	確 定 権
決 算	決算の作成・承認要求	決算承認権

2 補助機関

(1) 副団体長（副市長・副知事、副市長・副郡守・副区庁長）

ア 副団体長とその定数、任務

特別市、広域市及び特別自治市に副市長、道と特別自治道に副知事、市に副市長、郡に副郡守、自治区に副区庁長を置くこととされ、その定数は次のとおりとされている。（地方自治法第 123 条第 1 項）

(ア) ソウル特別市：3 人

(イ) 広域市・特別自治市・道・特別自治道：2 人以下（人口 800 万以上は 3 人）

(ウ) 市・郡・区：1 人

その任務は、地方自治団体の長を補佐して事務を総括することと、その所属職員を指導・監督することだが、地方自治団体の長に事故等があった場合はその職を代行することとなる。（地方自治法第 124 条）

イ 副団体長の身分

特別市・広域市・特別自治市の副団体長は、政務職又は一般職の国家公務員（「行政副知事」「行政副市長」）が充てられ、その等級は大統領令で定められている。また、広域自治団体の副団体長が 2 人以上の場合は、1 人は政務職・一般職又は別定職の地方公務員（「政務副市長」又は「政務副知事」）が充てられ、政務職又は別定職の地方公務員を持って充てる場合の資格基準は、当該地方自治団体の条例で定めることとされている（地方自治法第 123 条第 2 項）。

基礎自治団体の副団体長は、一般職の地方公務員が充てられ、その職階は大統領令で定められている。

なお、副団体長の任命には日本と異なり議会の同意を要しない。

ウ 副団体長の職務内容

行政副市長、行政副知事は、当該地方自治団体の事務を総括し、所属公務員を監督する（地方自治法施行令第 71 条第 4 項）。

政務副市長、政務副知事は、当該地方自治団体の長を補佐して、政策及び企画の策定を行い、その他の政務的業務を遂行する。ただし、政務副市長、政務副知事は、条例の定めるところにより、行政副市長、行政副知事の業務を分担して行うことができる（地方自治法施行令第 71 条第 4 項）。

エ 任用

国家公務員をもって充てられる広域自治団体の行政副知事・行政副市長は、当該自治団体の長の提請（提案して要請すること。以下同じ）により行政安全部長官を経て大統領が任命する。この場合、提請のあった者に法的欠格事由がなければ 30 日以内にその任命手続を終了しなければならないとされている（地方自治法第 1 条第 3 項）。

基礎自治団体の副市長・副郡守・副区庁長は、当該地方自治団体の長が任命する（地方自治法第 123 条第 4 項）。

(2) 行政機構

地方自治団体はその事務を分掌させるために必要な行政機構と地方公務員を置くが、行政機構の設置と地方公務員の定員については、人件費など大統領令が定める基準により地方自治団体の条例で定める（地方自治法第 125 条）。

3 所属行政機関

地方自治法は、地方自治団体の所属機関として、直属機関、事業所、出張所、合議制行政機関、審議会・委員会等の諮問機関を規定している（地方自治法 126 条～130 条）。

(1) 直属機関

地方自治団体の所管事務の範囲内で、大統領令又は大統領令に基づく条例により設置されているものであり、自治警察機関（済州特別自治道に限る）、消防機関、教育訓練機関、保健診療機関、試験研究機関、中小企業指導機関等がある（地方自治法第 126 条）。

地方自治法施行令では、条例で直属機関を設置できる場合について、その所管事務の性格が別途の専門機関で遂行することが効率的な場合でなければならないとしており、特に大学、専門大学（日本の短大に相当）の設置については、①地方自治団体の財政支援能力があること、②地域内の産業人材需要と大学及び専門大学の人材供給上の必要性があること、③地域間の均衡発展に寄与できること、④大学及び専門大学の中長期計画・学科編成及び学生定員が適正なこと、⑤設置に関して地域社会の積極的な支援があることといった条件を明示している（地方自治法施行令第 74 条）。

(2) 事業所

特定業務を効率的に遂行するために必要な場合、大統領令が定めるところにより地方自治団体の条例で事業所を設置できる。設置の必要要件としては、業務の性格や業務量等から別途の機関で業務を遂行することが効率的であること、事業所位置上、現場での業務推進が効率的であることが求められる（地方自治法第 114 条、同法施行令第 77 条）。

(3) 出張所

遠隔地の住民の便宜や特定地域の開発促進のために必要な場合には、大統領令で

定める範囲内で条例の定めるところにより出張所を設置できるとされている（地方自治法第 128 条）。地方自治法施行令第 78 条では、一部例外を除き、出張所の設置要件として以下を定めている。

- ア 遠隔地住民の便宜のために所管事務を分掌する必要があること
- イ 業務の総合性と継続性があること
- ウ 管轄区域の範囲が明確であること

(4) 合議制行政機関

所管事務の一部を独立させて遂行する必要がある場合には、法令又は条例の定めるところにより合議制行政機関を置くことができるとされている（地方自治法第 129 条）。

人事委員会（地方公務員法第 7 条）、不服審査委員会（地方公務員法第 13 条）等が設置されている。

なお、合議制機関として選挙管理委員会があるが、韓国では国家機関（選挙管理委員会法）である。

(5) 諮問機関

地方自治団体は、その所管事務の範囲で法令やその地方自治団体の条例で定めるところにより審議会・委員会等の諮問機関を設置運用することができる（地方自治法第 130 条）。

4 下部行政機関

下部行政機関として、自治区ではない区（行政区又は一般区と呼ばれる）に区庁長、邑には邑長、面には面長、洞には洞長が置かれる（地方自治法第 117 条）。これら下部行政機関は一般職地方公務員をもって充てられ、基礎自治団体の長が任命する（地方自治法第 118 条）。

行政区の区庁長、邑長・面長・洞長は、それぞれ基礎自治団体の長の指揮監督を受け、所管の国家事務及び地方自治団体の事務を処理し、所属職員を指揮監督することとされている（地方自治法第 119 条）。

これら下部行政機関の事務を分掌させるため必要な場合には、条例に基づき、下部行政機構を設置できるとされている（地方自治法第 120 条）。

5 教育・科学及び体育に関する機関

教育・科学及び体育についての事務は、地方自治団体の事務（市・道事務）であっても、教育の自主性、専門性、地方教育の特殊性を考慮して、教育・学芸についての事務を管掌する機関(教育監)を別途設けることができると規定されている（地方自治法第 135 条）（第 8 章第 2 節参照）。